

# Business News

第205号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、平成 28 年度税制改正に関する 3 回シリーズの 2 回目として消費税の改正ポイントについて、小嶋税務会計事務所に寄稿いただきました。

## 平成 28 年度税制改正（2） 消費税

今回は、平成 28 年度税制改正のうち、消費税に関するポイントです。消費税率の改正に伴い、軽減税率の範囲、請求書の記載方法などが設けられました。ただし、具体的な取扱いは今後徐々に明らかにされる予定です。

### 1. 軽減税率の導入

平成 29 年4月1日から消費税率が8%から 10%に引き上げられることに伴い、政府は酒類および外食を除く飲食料品と定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞について、軽減税率の8%を導入する方針です。

### 2. 現行制度との比較

区分	現行制度	平成 29 年4月1日以降	平成 33 年4月1日以降
方式	請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式	適格請求書等保存方式 (インボイス制度)
請求書発行義務	発行義務なし ※免税事業者も発行可能	発行義務なし ※免税事業者も発行可能	適格請求書の交付義務あり ※免税事業者は、適格請求書の発行は不可
仕入税額控除の要件	請求書の保存等が要件 ※免税事業者からの控除可能	区分記載請求書の保存等が要件 ※免税事業者からの控除可能	適格請求書の保存等が要件 ※免税事業者からの控除不可 ただし、経過措置で3年間80%、次の3年間は 50%の控除可能

### 3. 請求書の種類

区分記載請求書 … 現行の請求書の内容に追加して、内容ごとに8%と10%を区分して記載したもの  
適格請求書 …… 区分記載請求書に、登録した発行会社の社名、事業者番号等を記載したもの

今回の税制改正で、消費税率のアップに伴い、食料品など一部に軽減税率が導入される見込みです。これに伴い、請求書の記載内容等にも変更があります。まだ一部、取扱いについて不明瞭な部分が残っていますが、詳細は今後徐々に明らかになると思われます。

※その他詳細は、財務省HP「税制改正の概要」をご覧ください。

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/index.html](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html)

(小嶋税務会計事務所)